

みき通信

くぼたみき 活動報告
第14号 2011.12.25

発行 がんばれくぼたみきの会

連絡先 875-7126 (阿部)

樂しくもちつき

- 議会刷新を願って !! -



朝から晴れわたった12月18日、**がんばれくぼたみきの会のもちつき**が行われ、赤ちゃんや小学生、会場いっぱいに老若男女が集まりました。

子供たちも一緒にもちつきをしたり、ついたもちはあんこやきなこ、大根おろしなどで手分けしてからめ、みんなでおいしくいただきました。みきさんも親子で準備や片づけにと大忙しでした。

来年1月15日には町長選挙と町議の補欠選挙が行われます。もちつきには、この選挙で**町會議員に再挑戦するベテランの近藤昇一さん**も参加し、今の議会がその役割を果たさず、町長批判に終始してきた状況を「みきさんとともに変えたい!」と訴えました。

くぼたみきさんが、議会で1人で頑張っていることは、みき通信 第12号でもお伝えしましたが、近藤昇一さんが議会に戻ってくればこんなに心強いことはありません。

日頃みきさんを応援してくださっている皆さん、お力添えをよろしくお願いいたします。

来年は新年早々から選挙と、あわただしい幕開けとなります。私たちの暮らしに関わる大切な選挙です。町民の声を聞いて、真面目に町政に取り組む人を、しっかり選びましょう！

皆様 風邪などひかぬよう、よいお年をお迎え下さい。

くぼたみき

寒い日が続きますが、皆々様、いかがお過ごでしょうか。

12月8日「ごみ裁判」の判決が出されました。判決は、原告の1億5千万円の請求に対し、葉山町に395万円を支払うことで解決してはどうか。というもので、葉山町が負けたのか勝ったのか判断が分かれるところです。

そんな中、9日の議会最終日に町長に対し「問責決議」が出されました。決議の趣旨は395万円の賠償を求められた判決に対し、控訴をしてこれ以上税金を使わないよう求めたもので

- 1) 控訴は近隣自治体との関係を考慮して行うこと
- 2) 395万円の賠償は、町長個人で行うこと

というものでした。

しかし、9日の段階では町の控訴意思は確定しておらず、また、国家賠償法から見て395万円の賠償を町長個人に支払を求めるることはできず、「決議」はおかしいと考え反対しました。

しかし、反対は私一人で「問責決議」は議会意思として可決されました。

その後、横須賀・三浦両市は控訴の意思を表明し、町側も20日に臨時議会を開催し「控訴したい」と議会に議決を求めました。

相手は控訴の意思を表明しており、町が控訴しないならば判決を認めたことになり、更なる賠償金の上乗せが考えられます。

町長に責任があるとして、法律的に通らないことを主張し続けたり、控訴は新しい町長が和解の交渉を始めてから考えればいいなどと、判決を認める主張は町民の利益に立ったものとは思えません。

控訴に賛成の議員は私を含め3人。問責決議に賛成したものの、態度を変えた議員は「町民の利益を考えると賛成せざる得ない」と言っています。

控訴は反対多数で否決となり、町側は控訴できずに裁判は続けられます。

支援者から放射線測定器をカンパしていただきました。

大いに活用したいと思いますが、関心のある方、気になる場所などを一緒に測定してみたいと思います。ご連絡ください。

連絡先 090-7182-7384 くぼたみき まで